鳥取県告示第708号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称
 - 大山町
- 2 事業の種類

観光交流拠点 (観光交流センター) 整備事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 西伯郡大山町名和字西菖蒲谷地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

観光交流拠点(観光交流センター)整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる 地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判 断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である大山町は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既 に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、山陰道(名和淀江道路)名和インターチェンジ(以下「名和IC」という。)付近の名和IC自動車専用道路と県道旧奈和西坪線の交差点に位置する土地(以下「本件土地」という。)に、観光客への観光案内と観光客と地域住民との交流の拠点となる観光交流センター及び駐車場を整備するものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。ア 得られる公共の利益

本件土地のある大山町御来屋周辺地区(以下「当地区」という。)は、大山町の中心部に位置し、町の人口の約14パーセントにあたる約2,600人の住民が居住しており、当地区内にある名和ICが平成20年3月29日に供用を開始したことにより、米子自動車道及び県西部からのアクセスが容易になるとともに、県東部においても鳥取自動車道及び山陰道が整備されつつあり、今後は、近隣地域や都市圏からの交通利便性が飛躍的に高まることから、大山町の玄関口となる当地区の名和IC付近に交流、物流及び観光の拠点施設を整備することが望まれている。

本件事業の施行に伴い、観光交流拠点として観光客等への観光情報や道路情報を提供するとともに、地場物産等の紹介・即売、地域住民との交流の場、また、休憩スペースや地域文化・伝統を紹介するコーナーを設け、これらの施設を有機的に機能させることにより、当地区内や町内への交流人口を増加させ、町全体への様々な波及効果を創出して、産業の活性化と雇用の増加により、町民所得の向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施行することにより、本件事業の施行が環境等に及ぼす影響

は軽微であると予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、山陰道大山周辺利用促進協議会から名和 I C付近が地域活性化拠点施設の設置にふさわしいとの提言を受けていることもあり、名和 I C付近において交通の利便性、事業費の経済性等を条件に、3つの土地について比較検討が行われており、本件土地が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

当地区内にある名和ICが平成20年3月29日に供用を開始したことにより、米子自動車道及び県西部からのアクセスが容易になるとともに、県東部においても鳥取自動車道及び山陰道が整備されつつあり、今後は、近隣地域や都市圏からの交通利便性が飛躍的に高まることから、大山町の玄関口となる当地区の名和IC付近に交流、物流及び観光の拠点施設を整備することが望まれている。

また、山陰道大山周辺利用促進協議会からの提言及び大山恵みの里づくり計画において、地域活性化拠点施設及び観光・物産・情報の総合的な拠点施設整備を強く要望されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

西伯郡大山町末長500

大山町役場大山支所